施設利用をご希望の皆様へ

平素より、当施設の運営に多大な御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成27年4月1日以降の指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「施設」という。)への入所が、原則要介護3以上の方に限定されます。

一方で、要介護1又は2の方については、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由(※)」がある場合のみ、特例的に施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められることになります。

【(※) 居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由】

- 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- 単身世帯である,同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

このことを受けて、広島県により、新たな入所指針が定められました。

ついては、平成27年4月1日以降は、別紙「特別養護老人ホームへの入所申込の流れ」のとおり入所申込みの手続きを行いますので、ご理解いただいた上で、施設をご利用いただきますようお願いします。

●〔主な変更点〕

- (1) 施設に入所できるのは、次の方となります。
 - ①要介護3以上の方
 - ②要介護1又は2の方(在宅生活が困難なことについてやむを得ない事由があり、保険者市町の意見を踏まえ、施設が特例入所の対象であると認める場合に限ります。)
- (2)施設への入所申込は、原則介護支援専門員等の関与のもとに行っていただきます。
 - ※添付書類のうち「調査票」は、担当の介護支援専門員や病院・施設の相談員等、入所希望者の 心身の状態をよく把握している方に記載いただいてください。
- (3)入所判定の基準は点数化し、入所決定過程の透明性・公平性を図ります。

●〔留意点〕

- (1) 平成27年3月31日以前から施設に入所されている方については、平成27年4月1日以後に要介護1又は2に変更になっても、引き続き入所が可能です。
- (2) 平成27年3月31日以前から施設に入所申込をされている要介護1又は2の方について、新たな手続きは不要ですが、上記「やむを得ない事由」があると考えられる方については、施設にその旨を申し出てください。(要介護3以上の方も新たな手続きは不要です。)
- (3) 平成27年4月1日以後に、入院等により施設を一時退所された要介護1又は2の方が、再度施設に入所するには、上記「やむを得ない事由」が必要となります。
- (4)入所を希望される方で、居宅介護支援事業所等との関与のない方については、申込先の施設に ご相談ください。

●〔その他〕

(1) 広島市や福山市等,保険者が独自に入所指針を定めている場合は,当該保険者の入所指針に基づく手続きによります。